

旅行業務取扱料金表（国内旅行）

（旅行業法 第 12 条の 4 による取引条件説明書面）

この度は、当社をご利用いただき誠にありがとうございます。
当社ではお客様の旅行取扱に際し、次の旅行業務取扱料金を申し受けます。

1. お申込金

ご旅行のお申込金として旅行代金の 30%相当額以上をお預かりいたします。
なお、お申込金は旅行代金の一部として繰り入れます。

2. 旅行取扱料金（手配旅行契約）

(1) 取扱料金

ご旅行の予約手配、クーポン券類の発行、確認発券（お客様がご自身でされたご予約を当社の責任において確認し、クーポン券類を発行すること）に対しましては、次の金額を申し受けます。

取扱料金	宿泊機関と、運輸機関・観光券等の複合手配旅行の場合	旅行費用合計額の 20%以内（下限 500 円）
	宿泊機関を単独で手配する場合	宿泊機関 1 件 1 手配につき費用の 20%以内（下限 500 円）（但し、同一施設に連泊の場合は 1 件とします。）
	JR・航空以外の運輸機関（私鉄・バス・フェリー等）を単独で手配する場合	運輸機関 1 件 1 手配につき費用の 20%以内（下限 500 円）
	航空券を単独で手配する場合	1 人 1 区間につき航空運賃の 20%以内（下限 500 円）
	観光券等を単独で手配する場合	サービス機関 1 件 1 手配につき費用の 20%以内（下限 500 円）

（注）「手配」とは、予約の必要のない発券のみも含まれます。
（注）「観光券類の手配」とは、観光、入場、食事その他のサービス機関の手配をすることをいいます。

(2) 取消・変更に係る取扱料金

お客様のご都合により変更または取消のお申出があったときは、前項（1）及び次の金額を申し受けます。

変更手続料金	宿泊機関の予約変更	1 件 1 手配につき 300 円
	JR・航空以外の運輸機関、観光券等の予約変更	1 件 1 手配につき 300 円
取消手続料金	宿泊機関の予約取消	1 件 1 手配につき 300 円
	JR・航空以外の運輸機関、観光券等の予約取消	1 件 1 手配につき 300 円

（注）運送・宿泊機関等の定める取消料、違約料、その他の名目ですでに支払い、またはこれから支払う費用は、別途申し受けます。
（注）○全ての旅行手配完了の後、お客様のお申出により、旅行を取消される場合にも旅行取扱料金を申し受けます。
また、手配の一部が終了している場合は、その割合に応じ取消料金を申し受けます。
○通信連絡に関する実費（郵便・電話料金等）は別途申し受けます。

3. 旅行相談料金（旅行相談契約）

相談料金	(1) 旅行計画作成のための相談	基本料金（30 分まで 1,000 円）と以降 30 分ごとに 1,000 円
	(2) 旅行計画の作成	1 件につき 1,000 円
	(3) 旅行に必要な費用の見積	1 件につき 1,000 円
	(4) 旅行地及び運送・宿泊機関、その他旅行に関する情報提供	1 件につき 500 円

4. 添乗サービス料金

お客様からのご依頼で添乗員を同行させるときは、次の金額を申し受けます。

添乗サービス料金	添乗員 1 名 1 日につき 15,000 円
----------	-------------------------

（注）添乗員の交通費等、必要経費は実費を申し受けます。

5. 通信連絡料金

通信連絡料金	お客様の依頼により、特別又は緊急に手配・変更・取消のため連絡した場合	1 件につき 300 円
--------	------------------------------------	--------------

（注）通信実費は別途申し受けます。

上記 2. 旅行業務取扱料金 3. 旅行相談料金 4. 添乗サービス料金 5. 通信連絡料金には消費税が含まれております。

（2018 年 8 月 27 日）
一般社団法人出雲観光協会
（島根県知事 登録旅行業 第地域一 9 7 号）